

令和7年度以降の富岸子育てひろばの運営委託について

1 これまでの運営について

富岸子育てひろばは、富岸地区における地域子育て支援拠点として、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、平成22年6月からその運営を特定非営利活動法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶ(以下、「モモンガくらぶ」という。)へ委託している。

モモンガくらぶは、登別市ネイチャーセンターにおける登別の自然を活用した事業実績に加え、利用者である大人とこどもが共に、豊かな自然から多くのことを学び、それぞれの成長へ繋げている。

2 令和7年度以降の富岸子育てひろばの委託について

現在の委託契約期間は令和4年度から令和6年度までの3年間であり、今年度末で委託期間が満了する。

一方、市内の子育て支援拠点は鷺別・新生地区に2箇所(鷺別子育て支援センター・富岸子育てひろば)、中央地区に1箇所(中央子育て支援センター)、登別地区に1箇所(登別子育て支援センター)の合計4箇所設置しており、地域の子育て支援に寄与しているところであり、本市としては、更なる子育て支援を実現するため、令和8年9月末には、**新庁舎に子育て支援センターの機能を持った子育てエリア**を開設予定となっている。

本施設の開設に併せて、現在の中央子育て支援センター及び富岸子育てひろばを統合することを検討していることから、令和7年4月から令和8年9月末までの間、現在の事業実施場所で子育て支援を実施することになるが、これまでは3年間の業務委託期間をもって、都度プロポーザル方式によりモモンガくらぶに委託していたが、実質1年6か月間の委託期間という短い期間のため、新たに職員を確保することが困難であるものと予想されることから次のとおりの対応とする。

【対応】

- ・富岸子育てひろばでの地域子育て支援拠点事業の実施については、令和7年4月から令和8年9月末までとする。
- ・運営事業者の選定にあたっては、上記の理由により、モモンガくらぶと随意契約を締結する。

(参考)随意契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの)及び登別市契約事務規則運用方針第4節関係第1項第2号(契約の目的物が代替性のないものであるとき)